

1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会（2020／東京）

東京 2020 パラリンピック競技大会

2. 東京 2020 大会の目的

2.1 大会ビジョン

東京 2020 大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「大会組織委員会」という。）は、2015 年 2 月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京 2020 大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。
1964 年の東京大会は日本を大きく変えた。2020 年の東京大会は、
「すべての人が自己ベストを目指し（全員が自己ベスト）」、
「一人ひとりが互いを認め合い（多様性と調和）」、
「そして、未来につなげよう（未来への継承）」を 3 つの基本コンセプトとし、
史上最もイノベティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」～2020 年に向けた実行プラン～

東京都は、2016 年 12 月に策定した「2020 年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で 3 つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京 2020 大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京 2020 大会実施段階環境アセスメント（以下「本アセスメント」という。）の実施にあたっては、適宜「2020 年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、新しい東京をつくる

東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017（平成 29）年度～2020（平成 32）年度

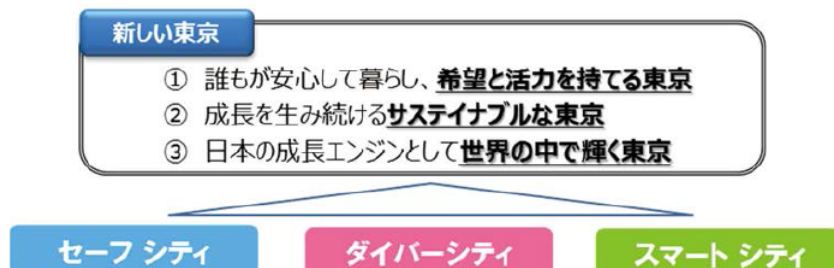


図2.2-1 「2020年に向けた実行プラン」における3つのシティ

3. 東京 2020 大会の概要

3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会のオリンピック競技大会を当初は2020年7月24日から8月9日まで開催し、また、パラリンピック競技大会を8月25日から9月6日まで開催する予定としていたが、オリンピック競技大会を2021年7月23日から8月8日まで、パラリンピック競技大会は2021年8月24日から9月5日までとする新開催日程で実施された。

実施競技数は、オリンピック 33 競技、パラリンピック 22 競技である。

3.2 東京 2020 大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京 2020 大会開催基本計画（2015 年 2 月策定）」の中で、東京 2020 大会は、単に 2021 年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2021 年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京 2020 アクション&レガシープラン 2016（2016 年 7 月策定）」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

表3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデザインに配慮した街づくり」	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザインの推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニバーサルデザインに配慮した街の実現
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等の周辺施設との連携
「都市の賢いマネジメント」	I C Tの活用、エリアマネジメント活動の活性化等
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築

表3.2-2 持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーなど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3 Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市環境の実現」	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京 2020 大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版（2017 年 1 月）」を策定した。本運営計画において、東京 2020 大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動（カーボンマネジメント）」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信（エンゲージメント）」の 5 つとしている。

3. 東京 2020 大会の概要

2018 年 6 月には、「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」を策定し、持続可能性に配慮した競技大会を目指す意義として SDGs への貢献を明確化している。「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方は、表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-3 「持続可能性に配慮した運営計画 第二版」の基本的な考え方

基本理念	・世界最大規模のスポーツイベントであるオリンピック・パラリンピックは世界規模の影響 ・東京 2020 大会は、大会の準備運営に持続可能性を組み込み、その責任を果たすことで貢献 ・大会の持続可能性のコンセプト「be better, together / より良い未来へ、ともに進もう。」
持続可能性の主要テーマ	持続可能性の 5 つの主要テーマは、環境・経済・社会の側面に統合的に取り組むことから、SDGs の目標等の全体に幅広く関連
関係組織	組織委員会を核として、都、国、関係自治体、スポンサー等との連携の下に実施
運営計画の適用範囲	主体として直接管理する範囲に加え、影響を及ぼすことができる範囲についても考慮
持続可能な発展の統治原則	持続可能性における基本的な価値観である 4 つの統治原則（持続可能性への責任、包摂性/利害関係者の参画、誠実性、透明性）を尊重
マネジメントの仕組み、ツール	取組を確実に実施するため、イベントの持続可能性をサポートするための国際規格である ISO20121 の導入や「持続可能性に配慮した調達コード」の策定・運用等を推進

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

4.1 目 的

東京アクアティクスセンターは、東京 2020 大会において、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用された。また、東京 2020 大会後は、世界的な大会等が開催される国際水泳場として、また、都民も利用できる水泳場として活用される予定である。

本事業は、東京2020大会及び後利用のため、東京アクアティクスセンター¹の新設をしたものである。

4.2 内 容

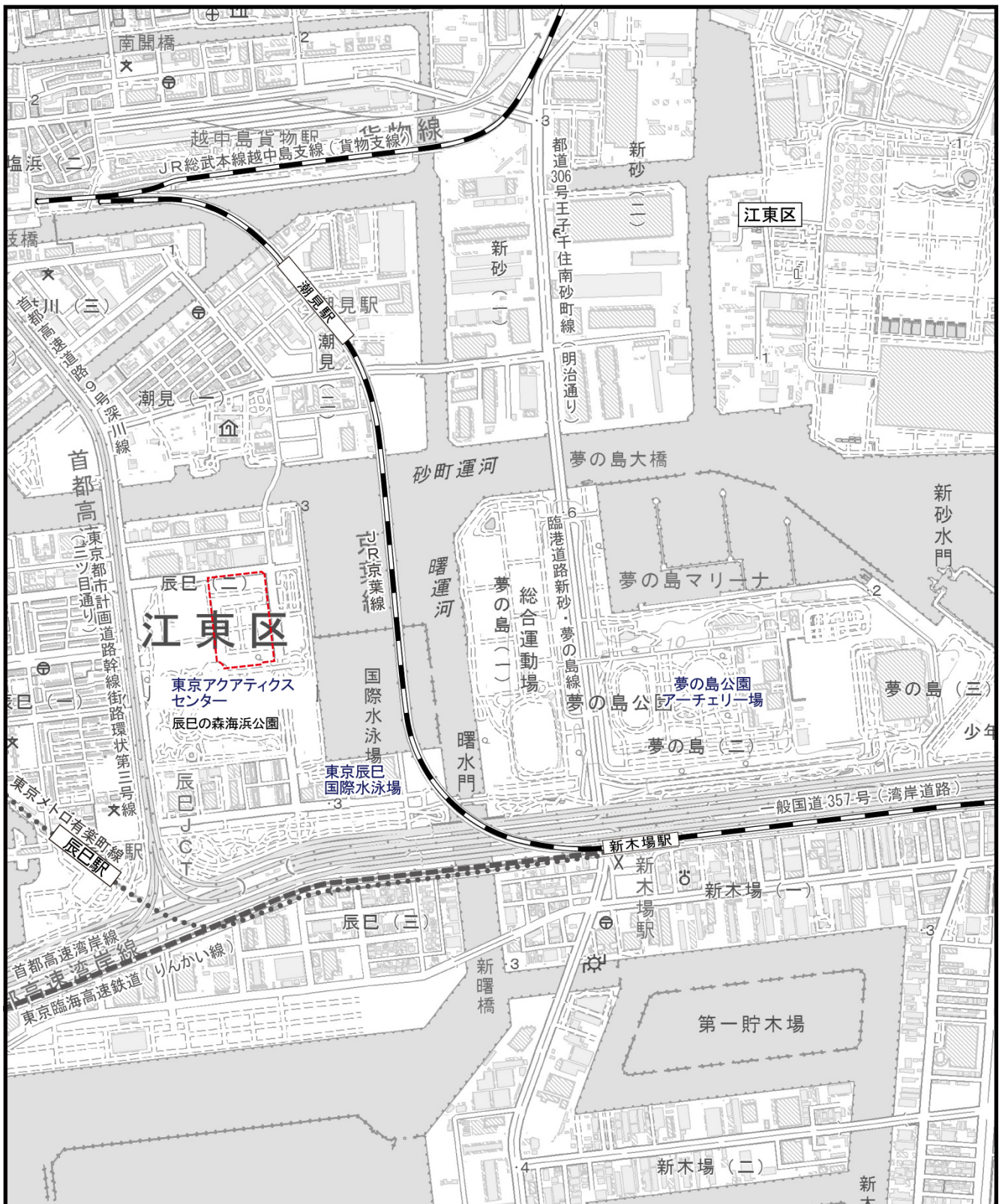
4.2.1 位 置

計画地の位置は、図 4.2-1 及び写真 4.2-1 に示すとおり江東区辰巳二丁目 2 番 1 号にあり、計画地面積は約 36,400m²である。本施設は、辰巳の森海浜公園の公園内に整備され、辰巳の森海浜公園の敷地面積は約 161,900m²である。

また、計画地の東側には、夢の島公園アーチェリー場が整備された。

¹ 2018年10月の組織委員会理事会において、本会場の大会時に使用する名称は「オリンピックアクアティクスセンター」から「東京アクアティクスセンター」へと変更されることについて、IOCの承認が得られ、決定したことが報告された。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



凡 例

- 計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道 (りんかい線)
- 地下鉄

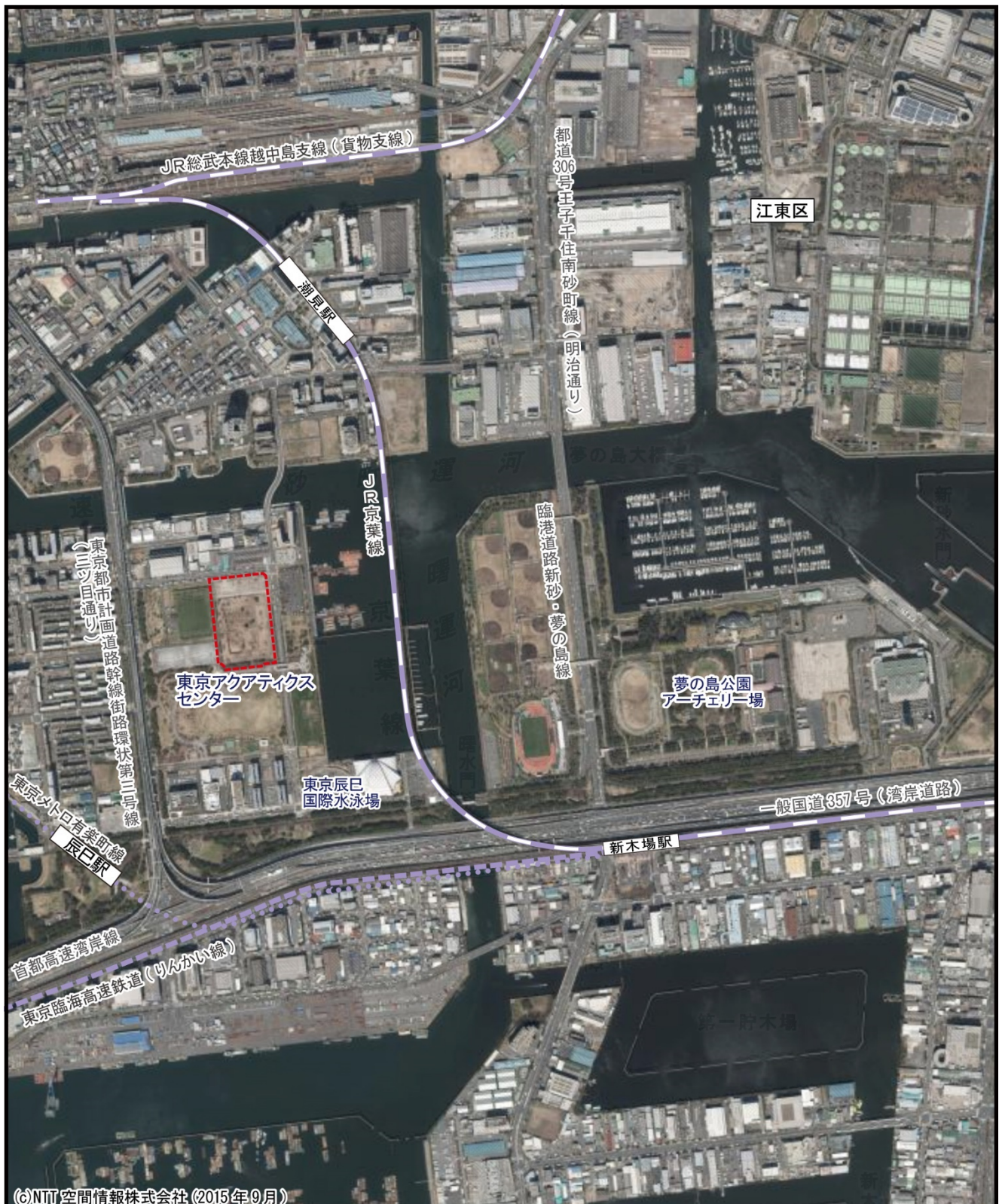


Scale 1:15,000

0 150 300 600m

図 4.2-1 位置図

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



(c)NTT空間情報株式会社(2015年9月)

凡 例

- 計画地
- JR
- 東京臨海高速鉄道
(りんかい線)
- 地下鉄



Scale 1:15,000

0 150 300 600m

写真 4.2-1

計画地周辺の航空写真

4.2.2 事業の基本構想

(1) 運営の基本方針

① 国内外の競技大会の開催

競泳等の競技大会を年間100大会開催し、アスリートに競い合いの場を提供して競技力の向上を図っていく

② アスリートの強化、育成

オリンピック・パラリンピックやその後の国際大会を契機に、水泳の更なる裾野拡大と次世代のアスリート候補を育成していく。

③ 子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場

サブプール、スタジオ等を有効活用し、子供水泳教室、エアロビクスなど、子供から高齢者まで、誰もがスポーツや健康増進に取り組むことができる場を提供する。

④ 周辺施設等との連携

辰巳の森海浜公園と一体となったにぎわいを創出し、都民の憩いの場としていく。

4.2.3 事業の基本計画

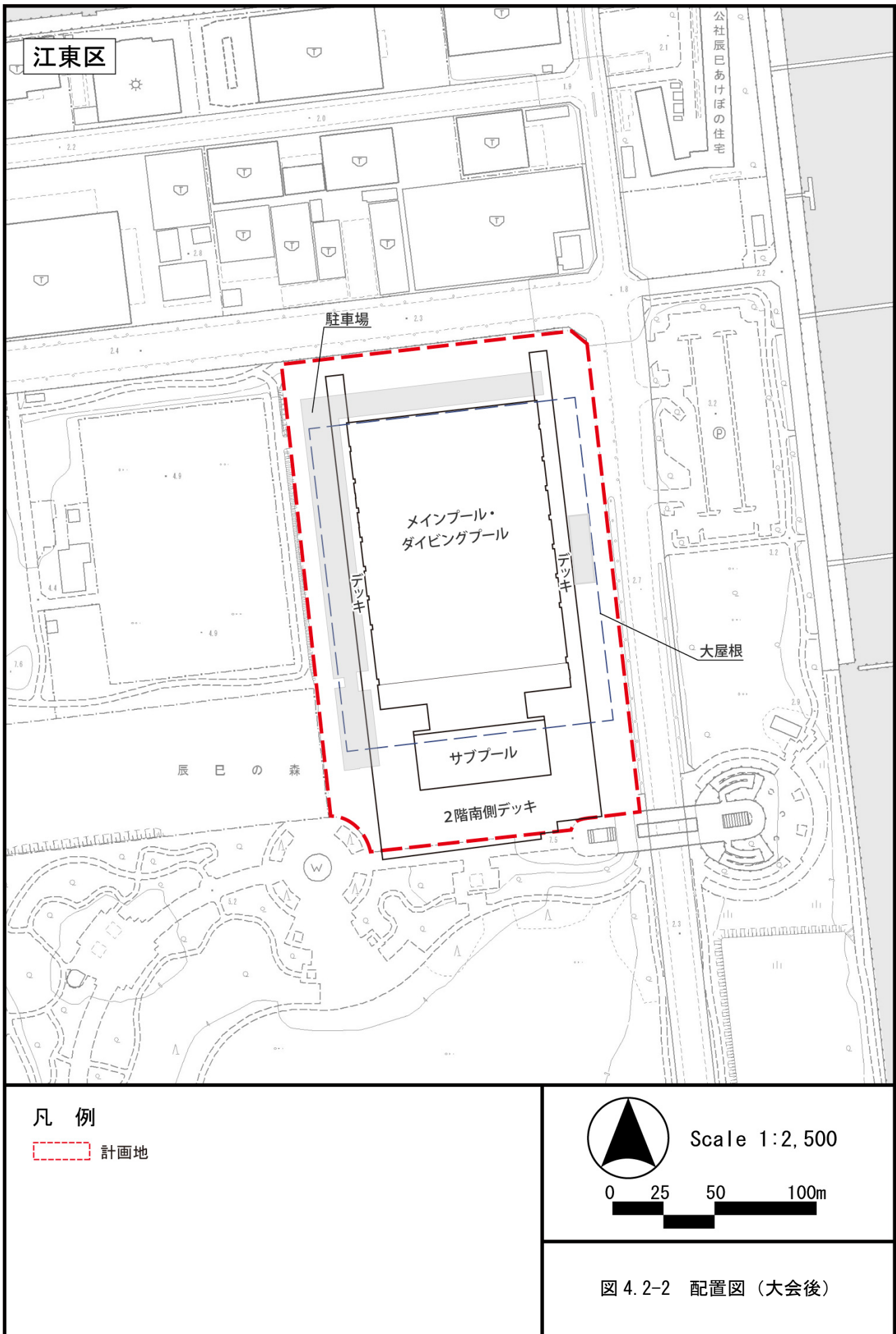
(1) 配置計画

東京アクアティクスセンターの概要は、表 4.2-1 に、大会後の配置図及び断面図は、図 4.2-2 ～3 に、外観は、写真 4.2-2 に示すとおりである。

表4.2-1 東京アクアティクスセンターの概要

項 目	大会時	大会後
建 築 面 積	約 28,200m ²	約 26,700m ²
延 床 面 積	約 64,400m ²	約 50,600m ²
最 高 高 さ	約 37m	約 37m
階 数	地上4階、地下1階	地上4階、地下1階
構 造	S 造、一部 RC 造、SRC 造	
駐 車 台 数	-	約 160 台

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



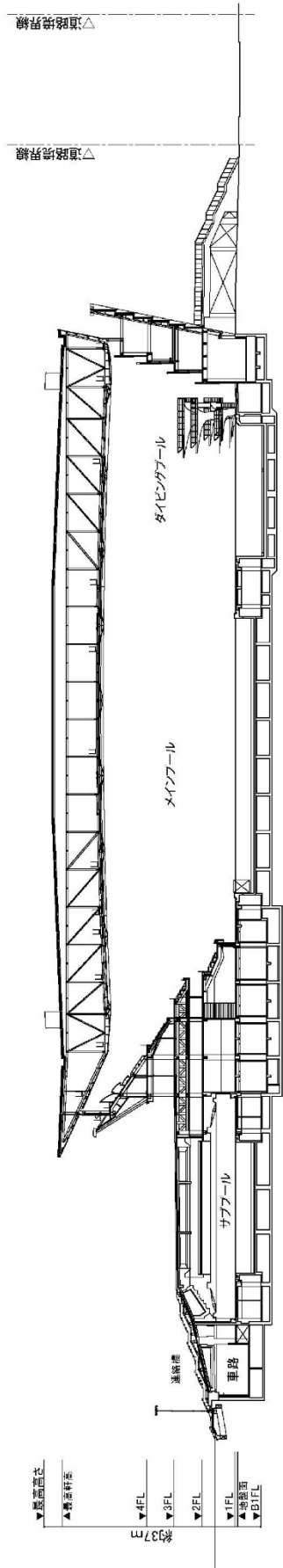
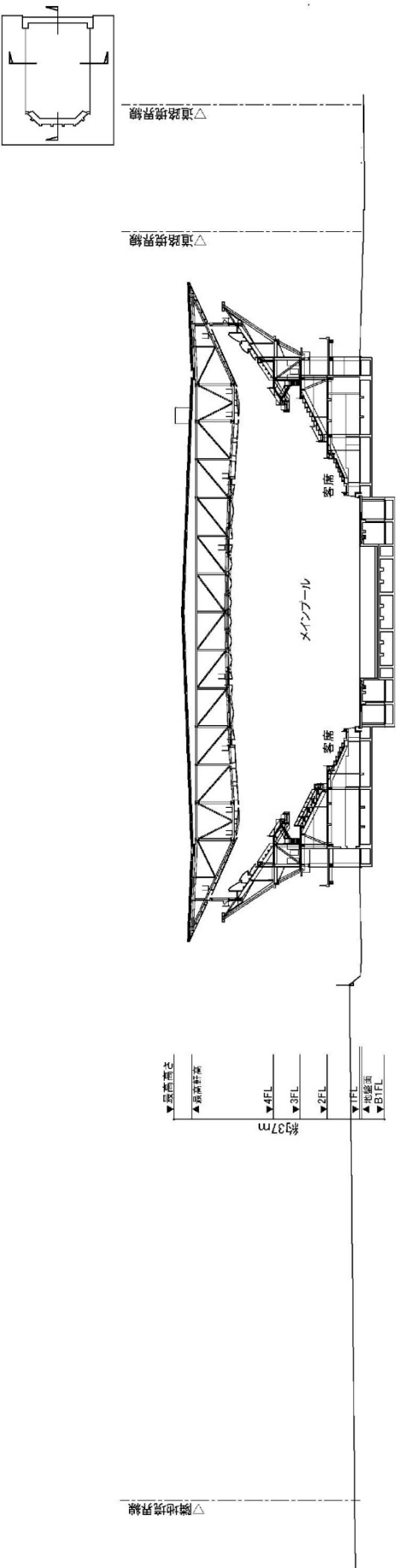


図 4.2-3 断面図 (大会後)

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



写真4.2-2 東京アクアティクスセンターの外観（2020年3月 東京都）

(2) 発生集中交通量

後利用時における施設の発生集中交通量については、現時点では未定である。

(3) 駐車場計画²

大会後の駐車場位置は図 4.2-2 (p.8 参照) に示すとおりである。駐車場は、建物の東側、西側及び北側に平面駐車場 (約 160 台程度) を設ける計画である。

(4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道駅は、辰巳駅 (東京メトロ有楽町線)、潮見駅 (JR 京葉線)、新木場駅 (JR 京葉線、東京メトロ有楽町線、東京臨海高速鉄道 (りんかい線)) がある。辰巳駅からは、東京都市計画道路幹線街路環状第三号線 (三ツ目通り) より辰巳の森海浜公園内を経て、潮見駅からは、特別区道 江 490 号を経て、新木場駅からは、一般国道 357 号 (湾岸道路)、特別区道 江 457 号及び江 470 号を経て計画地へアクセスする。

(5) 設備計画

上水給水設備は、敷地東側水道本管より引き込んだ。また、ろ過装置からの排水を屋根雨水とともに処理し、雑用水受水槽に移送し、トイレ洗浄水及び外構散水として利用している。排水は、公共下水道へ放流している。

電力は、高圧受変電設備から供給している。また、最大需要電力抑制のため、都市ガスを燃料とする常用発電設備 (コージェネレーション設備) の設置、電気使用量削減のため、太陽光発電設備 (発電容量 100kW) を設置した。また、太陽熱利用設備 (利用容量 100kW)、地中熱利用設備 (地中熱容量 600kW) を採用した。

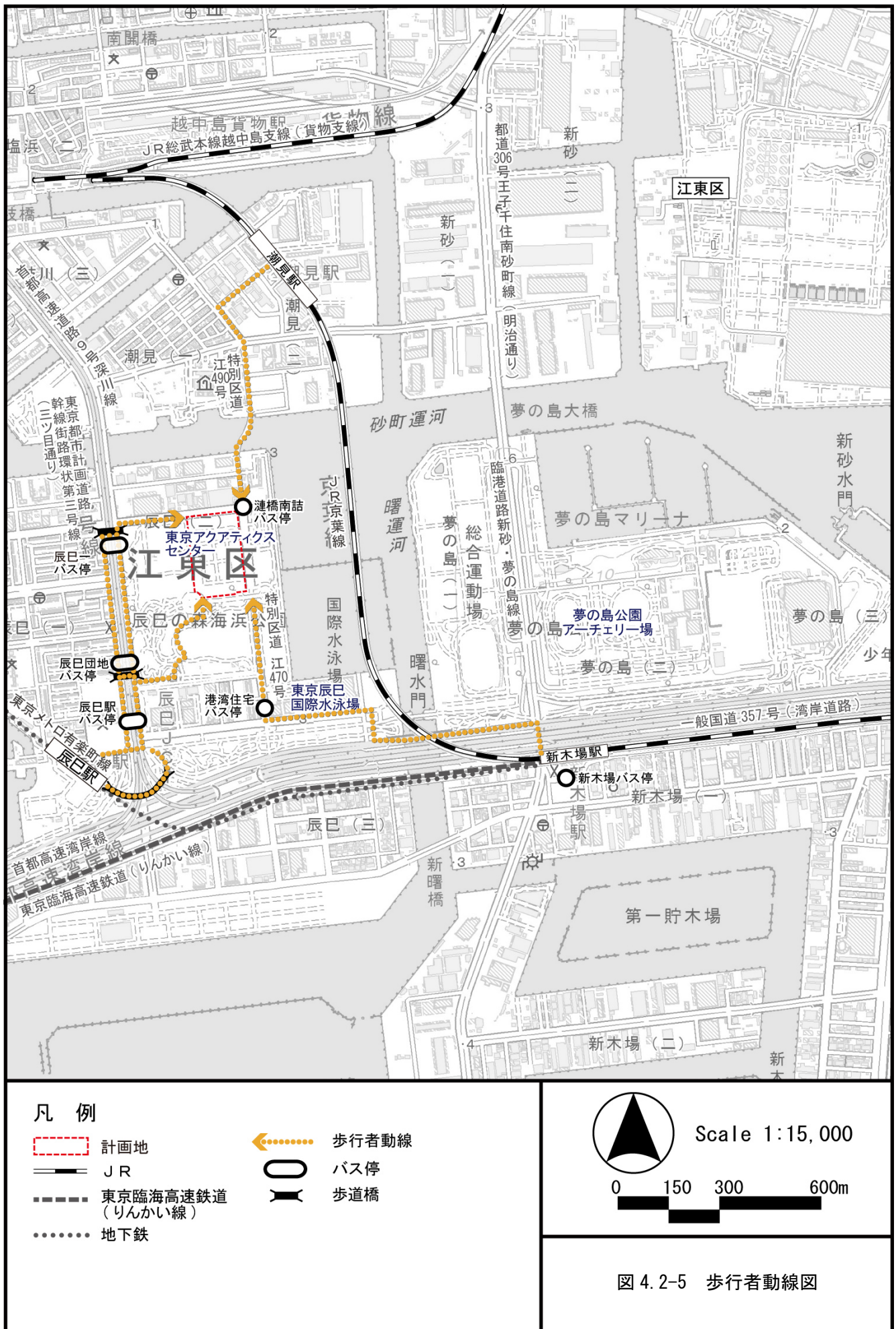
(6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)、資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成 3 年法律第 48 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) 等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行った。建設発生土のうち、処分場の受入基準に非適合となる建設発生土については、最終処分場等において適正に処分した。また、東京 2020 大会後の座席、屋外の避難階段等の撤去において発生した廃棄物についても、リサイクル及び適正処理を行っている。

工事の完了後に発生した一般廃棄物については、東京都廃棄物条例 (平成 4 年東京都条例第 140 号)、江東区清掃リサイクル条例 (平成 11 年江東区条例第 34 号) 等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図る。

² 駐車場計画は、事業の進捗に伴い見直しを行っている。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



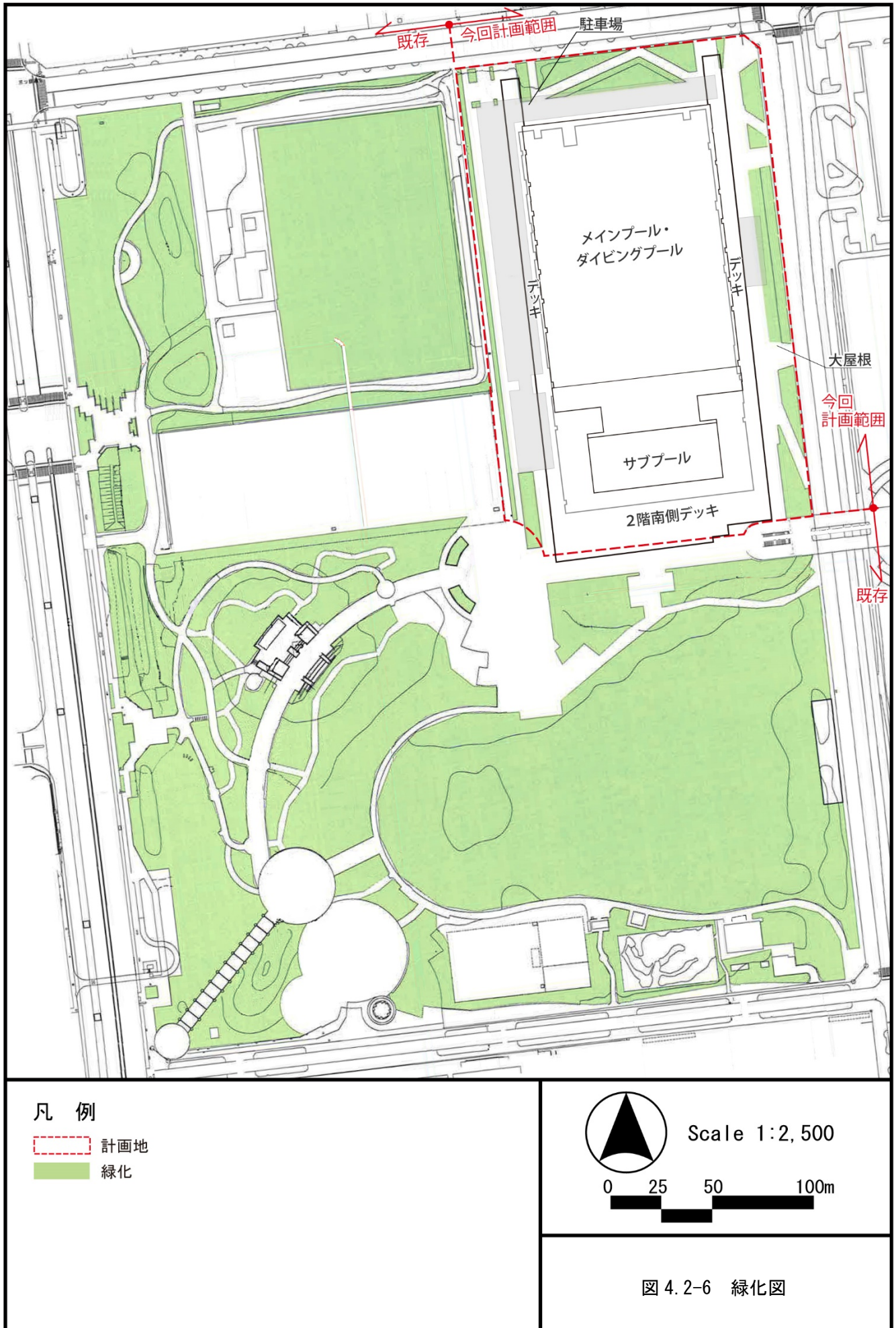
(7) 緑化計画

計画地内の緑化については、図 4.2-6 に示すとおりであり、大会後に、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例（平成 11 年江東区条例第 36 号）における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,400m²、接道部緑化約 1,173m を植栽する³計画である。

計画地は、辰巳の森海浜公園内に位置していることから、周辺に広がる豊かな緑などの自然が感じられるよう、計画地南側には辰巳の森海浜公園とともに一体的な空間としてやすらぎのある憩いの場をつくり出すほか、敷地の東側、北側には広い緑地帯を確保することで、周辺街区へも緑を提供するほか、辰巳の森海浜公園との連続性を確保する計画である。敷地の北側及び東側に緑地帯を設け、緑による周辺に優しい風景をつくりあげる計画である。また、樹種は、辰巳の森海浜公園内に位置する立地条件等を踏まえ、耐潮性に優れ、季節感を演出する樹種とした。敷地の西側の緑地は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考に、公園と連続する樹種選定とし、公園との調和を意識した。主要な道路に面する敷地の東側及び北側の緑地は、既存の公園部分と緑が連続しながらも風景に変化を与える計画地に適した樹種選定とした。

³ 緑化計画は、事業の進捗に伴い見直しを行った。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4.2.4 施工計画

(1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、準備工事も含めて 2016 年 10 月から 41 か月（工事完了後の竣工検査 1 か月を含む）を要した。なお、東京 2020 大会後に実施する撤去工事の実施時期は 2022 年 2 月から着工し、2023 年 3 月まで工事を行う予定である。

工事工程は、表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 全体工事工程

工種/工事月	2016 年	2017 年				2018 年				2019 年				2020 年			
	3	6	9	12	15	18	21	24	27	30	33	36	39	42	45	48	51
準備工事	■	■															
液状化対策工事		■	■														
山留工事			■	■													
杭工事			■	■													
土工事				■	■	■		■	■	■							
基礎躯体工事				■	■	■		■	■	■							
地上鉄骨工事									■	■	■	■					
屋根工事						■	■	■	■								
地上躯体工事									■	■	■	■	■				
外装工事										■	■	■	■	■	■		
内装工事										■	■	■	■	■	■		
外構工事													■	■	■		

(2) 施工方法の概要

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い（高さ約 3m）を設置し、仮設事務所の設置等を行った。

2) 液状化対策工事

本体工事着手前の液状化対策として、砂杭による地盤改良を行った。

3) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、遮水性・剛性の高い工法による山留を行った。

4) 杭工事

基礎工事として、既製杭を打設した。

5) 土工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行った。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出した。

6) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築した。構築は、鉄筋組立、型枠の建込みを行い、コンクリートを打設した。

7) 地上鉄骨工事

基礎躯体工事完了後、鉄骨地組、支柱建方を行った。

8) 屋根工事

屋根を支える柱、梁を施工後、屋根鉄骨地組、天井仕上工事等を行った。

9) 地上躯体工事

地上躯体構築、プールの基礎躯体構築工事を行った。

10) 外装工事

躯体工事の完了した階から順次外壁仕上工事を実施した。

11) 内装工事

躯体工事の完了した階から順次内装建具等の仕上工事を実施した。また、電気設備や機械設備の搬入・設置を行った。

12) 外構工事等

建物周辺の舗装等の外構工事は、主に外装工事完了後に実施した。なお、緑化工事については、令和 4 年度に実施予定である。

(3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図 4.2-7 に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に首都高速湾岸線及び一般国道 357 号（湾岸道路）を利用し、特別区道 江 470 号を通り、計画地へ出入場した。

(4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-3 に示すとおりである。

工事に使用した建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努めた。

表 4.2-3 主な建設機械

工 種	主な建設機械
準備工事	ブルドーザ、バックホウ
液状化対策工事	液状化対策施工機、タイヤショベル
山留工事	三軸掘削機、アボロン、サイレントパイラー、バックホウ
杭工事	杭打機、クローラクレーン、バックホウ
土工事	バックホウ
基礎躯体工事	バックホウ、コンクリートポンプ車
地上鉄骨工事	クローラクレーン
屋根工事	クローラクレーン
地上躯体工事	クレーン車、コンクリートポンプ車
外装工事	クレーン車
内装工事	クレーン車
外構工事	バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャー

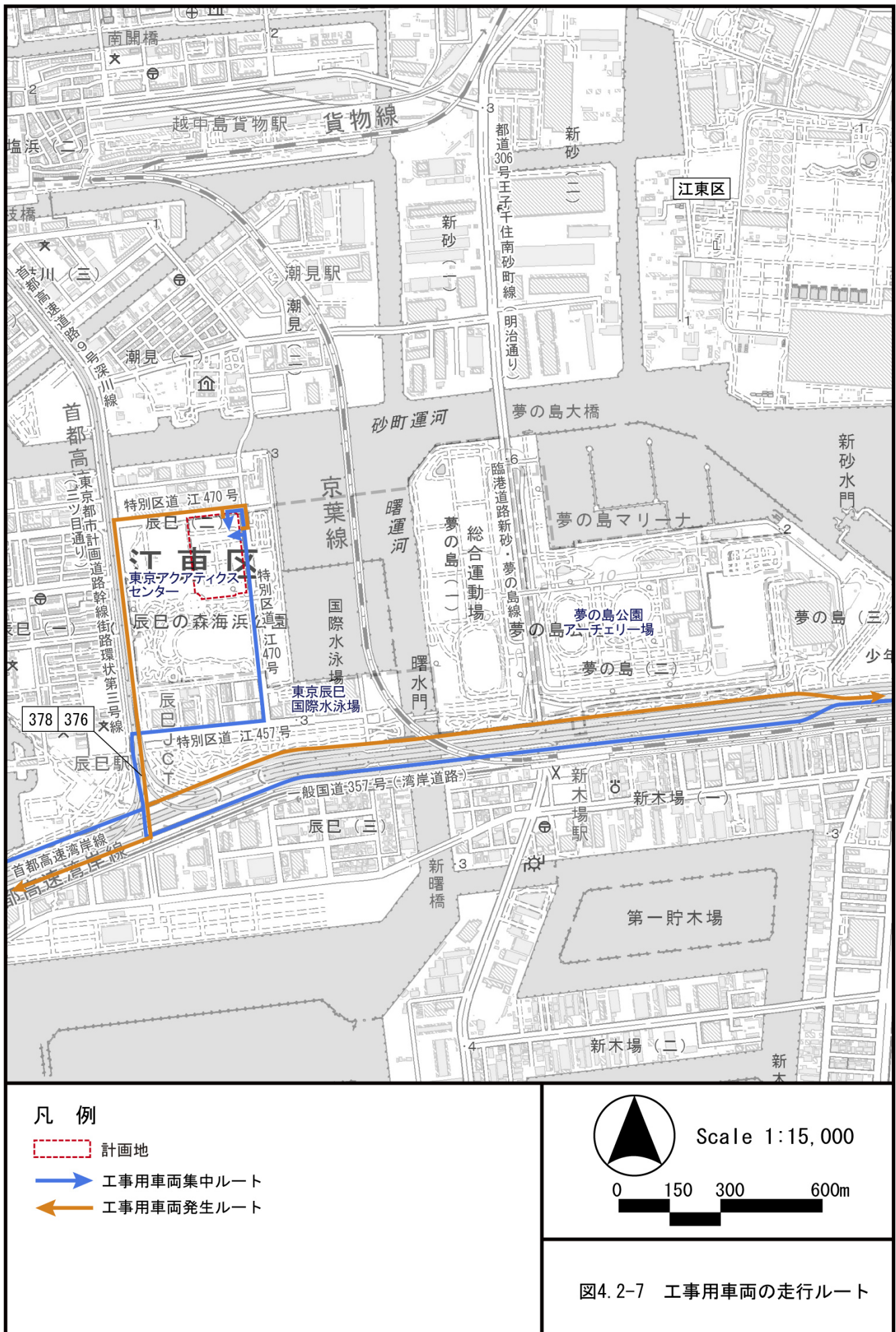
4.2.5 供用の計画

本事業で整備した東京アクアティクスセンターは、2020 年 2 月に竣工し、準備期間を経て、2020 年 10 月～2022 年 3 月までの 18 か月で 12 回のイベントなどの施設利用があったものの、利用頻度は平均 0.6 回/月であった。なお、施設利用の内訳は、2020 年 10 月の完成披露式典、2020 年 12 月の日本選手権 4 日間、2021 年 1 月の国体選考、2021 年 4 月の日本選手権 7 日間であった。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、いずれも短い日数かつ完成披露式典以外は無観客での使用であったほか、利用者の廃棄物は持ち帰りを原則としていた。

あわせて、東京 2020 大会開催後は、仮設の撤去・修復工事が続いており、今後は緑化等の外構工事も行われる。再開業は 2023 年春を予定していることから、フォローアップ計画書で決めた「施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点」には至っていない。

以上より、水利用、廃棄物、温室効果ガス、エネルギーに関する調査は実施できなかった。よってこれらの項目に関しては、ミティゲーションのみの記載にとどめた。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容



4.2.6 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表 4.2-4(1)～(8)に示しておりである。

表4.2-4(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備を導入した。 ・ 太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・ 都市ガスを利用した常用発電設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・ 計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術を導入した。 ・ 軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・ 計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を配慮した。 ・ 掘削工事等に伴い発生した建設発生土は、新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用されている。なお、一部の建設発生土から建設発生土受入地の受入基準を上回る土壌が確認されたことから、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み最終処分場等において適正に処分した。 ・ 基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設に搬出した。 ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・ 建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図った。再利用できないものは、運搬・処分の許可を得た業者に委託して処理・処分を行い、その状況はマニフェストにより確認した。 ・ コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。

表4. 2-4(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計画 (平成20年3月)	・ 人類・生物の生存基盤の確保 ～気候危機と資源節約の時代に立ち向かう新たな都市モデルの創出～ ◆ 気候変動の危機回避に向けた施策の展開 ◆ 持続可能な環境交通の実現 ◆ 省資源化と資源の循環利用の促進	・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・ 「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に基づき、環境物品等の調達を行った。 ・ 「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを使用した。
	・ 健康で安全な生活環境の確保 ～環境汚染の完全解消と未然防止、予防原則に基づく取組の推進～ ◆ 大気汚染物質の更なる排出削減 ◆ 化学物質等の適正管理と環境リスクの低減 環境の「負の遺産」を残さない取組 ◆ 生活環境問題の解決	・ 工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用した。 ・ 排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)を使用した。 ・ 工事区域周辺には仮囲い(3.0m)を設置した。また、北側及び一部の東側仮囲いの上部にメッシュシート(1.8m、開口率20%)を設置した。
	・ より快適で質の高い都市環境の創出 ～緑と水にあふれた、快適な都市を目指す取組の推進～ ◆ 市街地における豊かな緑の創出 ◆ 水循環の再生とうるおいのある水辺環境の回復 ◆ 熱環境の改善による快適な都市空間の創出	・ 緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約50,000㎡、接道部緑化延長約1,170m)を満たす地上部緑化約81,400㎡、接道部緑化約1,173mとした。 ・ 計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する。 ・ 辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する。 ・ 植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定した。 ・ 既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等を実施した。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表4.2-4(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画 (平成25年7月)	・低公害・低燃費車の普及促進、エコドライブの普及促進、交通量対策、交通流対策、局地汚染対策の推進等	・工事用車両の走行ルートは、沿道環境への配慮のため、極力、沿道に住居等が存在しない湾岸道路等を利用した。
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約81,400m²、接道部緑化約1,173mとした。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定した。 ・既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等を実施した。
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針 (平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m）を満たす地上部緑化約81,400m²、接道部緑化約1,173mとした。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定した。 ・既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等を実施した。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表4.2-4(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイドライン (平成18年1月)	・ 公共施設におけるみどりの創出	・ 緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m)を満たす地上部緑化約81,400m²、接道部緑化約1,173mとした。 ・ 計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する。 ・ 辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する。 ・ 植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定した。 ・ 既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等を実施した。
東京都景観計画 (2011年4月改定版) (平成23年4月)	・ 活力と魅力ある「水の都」づくり ・ 河川や運河沿いの開発による水辺空間の再生	・ 公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減した。 ・ 屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図った。 ・ 本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図った。 ・ 東京2020大会時の建物は、観客席15,000席を擁した水泳会場とし、大会後はレガシー施設として利用するために、観客席5,000席へと縮小する計画とする。 ・ 水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とした。
東京都廃棄物処理計画 ＜平成23年度-平成27年度＞ (平成23年6月)	・ 3R施策の促進 ・ 適正処理の促進	・ 江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う。 ・ 東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。

表4.2-4(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都建設リサイクル推進計画 (平成20年4月)	・建設泥土を活用する ・建設発生土を活用する ・廃棄物を建設資材に活用する	・掘削工事等に伴い発生した建設発生土は、新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用されている。なお、一部の建設発生土から建設発生土受入地の受入基準を上回る土壌が確認されたことから、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み最終処分場等において適正に処分した。 ・基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設に搬出した。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じて保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図った。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。

表4. 2-4(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO 低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備を導入した。 ・太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・都市ガスを利用した常用発電設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術を導入し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。 ・軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を配慮した。 ・掘削工事等に伴い発生した建設発生土は、新海面処分場に搬出し、処分場の基盤整備に利用されている。なお、一部の建設発生土から建設発生土受入地の受入基準を上回る土壌が確認されたことから、掘削により除去し、荷台表面を飛散防止シートにて養生したダンプトラックに積み込み最終処分場等において適正に処分した。 ・基礎工事等における建設泥土については、脱水等を行って減量化するとともに、再資源化施設に搬出した。 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく特定建設資材廃棄物については現場内で分別解体を行い、可能な限り現場内利用に努め、現場で利用できないものは現場外で再資源化を行った。 ・建設廃棄物の分別を徹底し、種類に応じた保管、排出、再利用促進及び不要材の減量等を図った。 ・コンクリート型枠材については、非木材系型枠の採用や部材のプレハブ化等により木材系型枠材の使用量を低減した。

表4. 2-4 (7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画 (平成27年3月)	本計画では、施策の体系として、以下の6つの柱を示している。 ・地球温暖化・エネルギー対策の推進～KOTO 低炭素プラン～ ・循環型社会の形成 ・自然との共生 ・環境に配慮した快適なまちづくりの推進 ・安全・安心な生活環境の確保 ・環境教育及びパートナーシップの推進	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。 ・「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等に基づき、環境物品等の調達を行った。 ・「東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針」(平成27年3月 東京都)も踏まえ、再生骨材コンクリート等のエコマテリアルを使用した。
江東区景観計画 (平成25年4月 平成26年11月 一部改定)	本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良好な景観形成に取り組むとしている。 ・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられるまちをつくること ・伝統のある下町文化を継承するまちをつくること ・地域イメージを持つ個性的なまちをつくること ・都市環境を意識したまちをつくること ・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくること	・公園中央から2階南側デッキ、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減した。 ・屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図った。 ・本施設を辰巳の森海浜公園全体における施設とするため、施設の北側及び東側に緑道を設け、公園の一体化を図った。 ・東京2020大会時の建物は、観客席15,000席を擁した水泳会場とし、大会後はレガシー施設として利用するために、観客席5,000席へと縮小する計画とする。 ・水や透明感をイメージした色調によるさわやかな外装計画とした。
江東区みどりと自然の基本計画 (平成19年7月)	本計画の基本方針として、以下を設定している。 ・河川や運河等の水辺からまちへと広がるみどりの帯をつくる ・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合する 江東区らしい臨海部の魅力を発信 ・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行政がいっしょになって世話をし、はぐくむ ・自然からの恩恵を実感することを通じて、みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養う	・緑化計画は、江東区みどりの条例における緑化基準(地上部緑化面積約50,000m²、接道部緑化延長約1,170m)を満たす地上部緑化約81,400m²、接道部緑化約1,173mとした。 ・計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保する。 ・辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、高木、中木等を植栽する。 ・植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定した。 ・既存樹木については、樹木の状況を確認した上で、移植等を実施した。

4. 東京アクアティクスセンターの計画の目的及び内容

表4. 2-4 (8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区一般廃棄物 処理基本計画 (平成24年 3 月)	基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日) 目標値：平成22年度 752 g → 平成33年度 717 g 基本指標2 区民1人あたり1 日の区収集ごみ量(g/人日) 平成22年度 567 g → 平成33年度 531 g 基本指標3 資源化率 平成22年度 25.6% → 平成33年度 27.3% 基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成22年度 68.2% → 平成33年度 71.2% ※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成33年度までに71.2%まで改善することを目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
江東区分別収集計画 (平成25年 6 月)	本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。 容器包装廃棄物の分別収集に関すること、区民・事業者・行政のそれぞれの役割、取り組むべき方針を定め、循環型社会の形成を目指す。	・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡スチロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う。 ・東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃棄物の循環利用を進める。
KOTO低炭素プラン 江東区地球温暖化 対策実行計画 (平成22年 3 月)	環境基本計画のさまざまな分野に盛り込まれた温暖化対策等を「KOTO低炭素プラン(江東区地球温暖化対策実行計画)」として改めて整理するとともに、取り組むべき具体的な行動内容を示すことで、区民・事業者・区の連携と協力を推進し、削減目標の達成を目指していくものである。 [地球環境貢献目標] (H17 (2005) 年度比) ◆短期目標：平成26年度までに -10% ◆中期目標：平成32年度までに -20% ◆長期目標：平成62年度までに -80%	・設備設置においては、「エネルギー基本計画」等を踏まえ、再生可能エネルギーの利用を検討し、太陽光発電設備、太陽熱利用設備、地中熱利用設備、コージェネレーション設備を導入した。 ・太陽光発電設備は、商用電力と系統連系を行い、施設電力として有効利用する。 ・都市ガスを利用した常用発電設備を設置し、排熱の有効利用を行う。 ・計画施設の建築、電気設備、機械設備については、「省エネ・再エネ東京仕様」を踏まえた技術を導入し、可能な限りエネルギーの使用の合理化により「東京都建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階3の達成に努める。 ・軒の深い屋根や外壁面ルーバーを採用し、外壁面及び開口部への日射負荷低減を図る。 ・計画施設については、設備設置において、恒常的なエネルギー対策を配慮した。

4.3 東京アクアティクスセンターの計画の策定に至った経過

東京アクアティクスセンターは、立候補ファイルにおいて、オリンピック及びパラリンピックの水泳会場として利用するため、新設する計画であった。

その後、東京都は、招致の時点で作成した会場計画について都民の理解を得て実現できるよう、大会組織委員会とともに、「レガシー」、「都民生活への影響」、「整備費」の3つの視点で会場計画の再検討を行うこととして、2014年12月に「新規恒久施設等の後利用に関するアドバイザリー会議」を設立し、東京都が新規に整備する恒久施設等が都民共通の貴重な財産として、大会後も有効活用されるよう、幅広い知見を持つ専門家から意見を求め、後利用の方向性についてブラッシュアップを図ることを目的として、検討を進めてきた。

2015年10月には、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、東京アクアティクスセンターの基本設計について意見を聴取した。

また、2016年9月以降、都政改革本部オリンピック・パラリンピック調査チームの提言を受けて見直しの検討を行い、2016年11月29日に、都、国際オリンピック委員会、組織委員会、国による四者協議を実施した結果、現計画地において、当初の2万席規模を1万5千席規模に縮小して新設し、大会後の減築は行わないとの結論に至り、東京2020大会後には、座席や屋外の避難階段等を撤去し、観客席数を5,000席規模に縮小する計画となった。

2017年4月に、前述のアドバイザリー会議の意見等を踏まえ、東京都としての施設運営計画を公表し、本施設は、選手たちの競い合いを通じて、世界を目指すアスリートを育成するとともに、オリンピック・パラリンピックや国際大会を契機に、水泳の裾野拡大と次世代のアスリート候補を育成することにより、日本水泳の中心となる世界最高水準の水泳場としていくこととした。

5. 調査結果の概略

本フォローアップ調査は、大会開催後の時点における大気等、生物の生育・生息基盤、生物・生態系、緑、景観、自然との触れ合い活動の場、歩行者空間の快適性、水利用、廃棄物、温室効果ガス、エネルギー、安全、消防・防災の調査結果である。調査結果の概略は、表 5-1 (1)～(4) に示すとおりである。

表 5-1 (1) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
1. 大気等	ア. 熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の変化の程度 煙突高さや燃料消費量に変更がみられたものの、熱源の台数や窒素酸化物排出濃度は予測条件と同程度であることから、熱源施設の稼働に伴う大気への著しい影響はないと考える。
2. 生物の生育・生息基盤	ア. 生物・生態系の賦存地の改変の程度 事業の実施に伴い、計画地内の植栽樹林が伐採されたものの、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,400m²、接道部緑化約 1,173m の緑地の整備を行う。また、計画地には、既存の辰巳の森海浜公園との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定したことから、新たな植物の生育基盤が創出され、周辺と一体となった生物・生態系の賦存地は維持されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は概ね一致するものと考えられる。 イ. 新たな生物の生育・生息基盤の創出の有無並びにその程度 事業の実施に伴い、計画地内の常緑広葉樹や落葉広葉樹等の植栽樹林群が伐採されたものの、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,400m²、接道部緑化約 1,173m の緑地の整備を行う。また、計画地には、既存の辰巳の森海浜公園との調和や連続性を意識した計画地に適した樹種を選定することにより、周辺と一体となった新たな生物の生育・生息基盤が創出されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。
3. 生物・生態系	ア. 陸上植物の植物相及び植物群落の変化の内容及びその程度 事業の実施に伴い、計画地内の植物の生育地は改変されるものの、計画地周辺には、辰巳の森海浜公園の開園地内に計画地と同様の草地環境や樹木が広く生育しており、これらの植生は事業による改変は生じない。 事業の実施に当たっては、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,400m²、接道部緑化約 1,173m の緑地の整備を行う。また、植栽樹種は、辰巳の森海浜公園に生育している樹種を参考として、既存公園部分との調和や連続性を意識し、風景に変化を与える計画地に適した樹種を選定したことから、周辺地域を含めた植物相及び植物群落は維持されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。 イ. 陸上動物の動物相及び動物群集の変化の内容及びその程度 事業の実施に伴い、樹林や草地を主たる生息地とする鳥類、は虫類、バッタ目、コウチュウ目、ハエ目等の昆虫類や移動性の低い土壌動物等の生息地が改変されるものの、計画地周辺には、辰巳の森海浜公園の開園地内に計画地と同様の草地環境や樹木が広く生育しており、これらは事業による改変を生じない。 また、事業の実施に当たっては、辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,400m²、接道部緑化約 1,173m の緑地を整備することにより、新たに創出される緑地と周辺地域を含めた動物相及び動物群集は維持されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。

表 5-1(2) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
3. 生物・生態系 (つづき)	ウ. 生育・生息環境の変化の内容及びその程度 事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる草地環境、樹木等は伐採され、土壌が改変されるものの、計画地周辺には、辰巳の森海浜公園内に計画地と連続して草地環境や樹林環境が広く分布しており、これらの動植物の生育・生息環境は事業による改変を生じない。また、計画地南側の辰巳の森緑道公園や東側の夢の島公園には、事業による改変を受けない草地環境や樹林環境が広く分布する。 さらに、事業の実施に当たっては、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,400m²、接道部緑化約 1,173m の緑地の整備により新たな動植物の生育・生息環境が創出されることから、周辺地域も含めた動植物の生育・生息環境は維持されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。 エ. 生態系の変化の内容及びその程度 事業の実施に伴い、計画地内の動植物の生育・生息環境となる草地環境、樹木等が伐採されるものの、計画地周辺には、辰巳の森海浜公園の開園地内に計画地と同様の草地環境や樹木が広く生育しており、これらの動植物の生育・生息環境は事業による改変を生じない。また、計画地南側の辰巳の森緑道公園や東側の夢の島公園には、事業による改変を受けない草地環境や樹林環境が広く分布する。 また、事業の実施に当たっては、辰巳の森海浜公園との連続性を確保し、江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を満たす地上部緑化約 81,400m²、接道部緑化約 1,173m の緑地を整備することにより、周辺地域を含めた生態系は維持されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。
4. 緑	ア. 植栽内容（植栽基盤など）の変化の程度 事業の実施に伴い、計画地内の植栽樹が伐採されたものの、周辺地域との連続性を確保した緑地を新たに整備することにより、事業の実施前と同様の植栽内容になるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。 イ. 緑の量（緑被率や緑化面積など）の変化の程度 事業の実施に伴い、計画地内の常緑広葉樹や落葉広葉樹等の約 15,000m²の緑地が伐採されたものの、辰巳の森海浜公園全体として江東区みどりの条例における緑化基準（地上部緑化面積約 50,000m²、接道部緑化延長約 1,170m）を大幅に上回る地上部緑化約 81,400m²（うち、計画地は約 3,600m²）、接道部緑化約 1,173m（うち、計画地は約 260m）の緑地を整備することにより、十分な量の緑が確保されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。
5. 景観	ア. 主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度 計画地は辰巳の森海浜公園内に位置し、事業の実施前は平坦な未開園地となっていた。計画地周辺には砂町運河、曙運河が流れており、計画地南側には辰巳の森緑道公園、曙運河を隔てた東側には夢の島公園が存在する。また、計画地北側には、倉庫・運輸関係施設、西側には戸建てや集合住宅などの住宅が存在し、多様な景観を形成していた。 計画建築物は、水や透明感をイメージした色調による外装としたほか、施設南側には2階南側デッキ、施設北側と東側には緑道を設け、辰巳の森海浜公園全体における施設とすることで、公園との一体化が図られ、周辺環境と調和した景観が形成されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。 イ. 代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度 計画地周辺の代表的な眺望地点からの眺望については、辰巳の森海浜公園からの眺望において、建築物が視野に占める割合は増加し、新たに都市的な景観が形成されるが、それ以外の地点においては、計画建築物はほとんど視認できない。 計画建築物は、水や透明感をイメージした色調による外装とするほか、施設南側には2階南側デッキ、施設北側と東側には緑道を設け、辰巳の森海浜公園全体における施設とすることで、公園との一体化が図られ、周辺環境と調和した景観が形成されるものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。

表 5-1 (3) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
5. 景観 (つづき)	ウ. 圧迫感の変化の程度 計画建築物による形態率の増加は少なく、形態率の変化の程度は、a 地点で予測結果とほぼ変わらなかった。 計画建築物は、計画建築物の位置する辰巳の森海浜公園中央から、サブプール、メインプール・ダイビングプールと段階的な建物高さの変化を与えることで、公園からの圧迫感を低減した。また、屋根と壁を一つのボリュームとせず分節させ、外壁を水平方向にボリュームを分節し、さらに繊細な線材で構成した外壁により、スケール感を与え周辺に対して長大な壁面による圧迫感の軽減を図った。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。 エ. 緑視率の変化の程度 緑視率の変化の程度は、No.2 地点では予測結果と比較して約 0.2 ポイント減少、No.3 地点では予測結果と比較して約 0.6 ポイント増加、No.4 地点では予測結果と比較して約 1.5 ポイント減少、No.6 地点では予測結果と比較して約 5.2 ポイント減少した。No.4 地点は、工事中の仮囲いの出現、No.6 地点は、団地の建替え工事に伴い緑視率が減少した。
6. 自然との触れ合い活動の場	ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 事業実施前は、計画地内には自然との触れ合い活動の場はなかった。また、事業の実施により、周辺の自然との触れ合い活動の場の改変は生じなかった。 事業の実施により、計画地の東側、北側に可能な限り緑地帯を確保することにより、新たな自然との触れ合い活動の場として活用されるものとする。 したがって、周辺の自然との触れ合い活動の場の状況は維持され、かつ、新たな自然との触れ合い活動の場が創出されることから、地域の自然との触れ合い活動の場は充実するものとする。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致するものと考えられる。 イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 事業の実施により、計画地南側に2階南側デッキを配置し、都民の憩いの場を創出するとともに、2階南側デッキから辰巳の森海浜公園の動線との連続性や曙運河沿いの親水空間へのアクセスを確保したことにより、自然との触れ合い活動は促進されているものとする。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。
7. 歩行者空間の快適性	ア. 緑の程度 公共交通機関から計画地への主要なアクセス経路では、歩道上の街路樹により緑陰が形成されており、緑の程度は事業の実施前と同等であった。また、計画地内については、今後、敷地の東側、北側及び西側には緑地帯を確保し、辰巳の森海浜公園との連続性を確保する計画である。 以上のことから、緑量は事業の実施前と同様に維持され、予測結果とフォローアップ調査結果は、概ね一致する。 イ. 歩行者が感じる快適性の程度 暑さ指数の測定結果は、日向で 30.7～32.1℃、建物影で 27.8～30.6℃であった。 アクセス経路沿いの既存街路樹について可能な限りの保全、街路樹や公園の樹木を適切に維持・管理が行われ、暑さ対策に配慮がなされていた。 予測結果は、日影のない直射日光下では最大で 32℃、日影下では 27℃程度であり、調査結果は予測結果と同程度であった。 なお、夏季においては歩行者空間の快適性が低下することから、計画地内には、今後、緑陰を形成する高木の植栽を行い、歩行者空間の暑さ対策について可能な限りの配慮を行う。
8. 水利用	ア. 水の効率的利用への取組・貢献の程度 本事業で整備した東京アクアティクスセンターは、2020 年 2 月に竣工し、準備期間を経て、2020 年 10 月～2022 年 3 月までの 18 か月で 12 回のイベントなどの施設利用があったものの、利用頻度は平均 0.6 回/月であった。なお、施設利用の内訳は、2020 年 10 月の完成披露式典、2020 年 12 月の日本選手権 4 日間、2021 年 1 月の国体選考、2021 年 4 月の日本選手権 7 日間であった。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、いずれも短い日数かつ完成披露式典以外は無観客での使用であった。 あわせて、東京 2020 大会開催後は、仮設の撤去・修復工事が続いており、今後は緑化等の外構工事も行われる。再開業は 2023 年 4 月を予定していることから、フォローアップ計画書で決めた「施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点」には至っていない。 以上のとおり、事業活動が通常の状態に達した時点における水利用の実績値はまだ得られていないが、水の効率的利用の取組として、雨水・循環利用水（中水）を利用している。さらに、節水型大便器、トイレの擬音装置、節水型小便器、自動水栓等を設置しており、一般的な節水対策を実施している。

表 5-1 (4) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
9. 廃棄物	ア. 施設等の持続的稼働に伴う廃棄物の排出量及び再利用量並びに処理・処分方法等 本事業で整備した東京アクアティクスセンターは、2020 年 2 月に竣工し、準備期間を経て、2020 年 10 月～2022 年 3 月までの 18 か月で 12 回のイベントなどの施設利用があったものの、利用頻度は平均 0.6 回/月であった。なお、施設利用の内訳は、2020 年 10 月の完成披露式典、2020 年 12 月の日本選手権 4 日間、2021 年 1 月の国体選考、2021 年 4 月の日本選手権 7 日間であった。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、いずれも短い日数かつ完成披露式典以外は無観客での使用であったほか、利用者の廃棄物は持ち帰りを原則としていた。 あわせて、東京 2020 大会開催後は、仮設の撤去・修復工事が続いており、今後は緑化等の外構工事も行われる。再開業は 2023 年 4 月を予定していることから、フォローアップ計画書で決めた「施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点」には至っていない。 以上のとおり、事業活動が通常の状態に達した時点における廃棄物の排出量及び再利用量の実績値はまだ得られていないが、廃棄物の処理・処分については、廃棄物の種類別の分別回収及び保管場所の設置を行い、東京都廃棄物条例に基づき適切に処理・処分を行っている。
10. 温室効果ガス	ア. 温室効果ガスの排出量及びその削減の程度 本事業で整備した東京アクアティクスセンターは、2020 年 2 月に竣工し、準備期間を経て、2020 年 10 月～2022 年 3 月までの 18 か月で 12 回のイベントなどの施設利用があったものの、利用頻度は平均 0.6 回/月であった。なお、施設利用の内訳は、2020 年 10 月の完成披露式典、2020 年 12 月の日本選手権 4 日間、2021 年 1 月の国体選考、2021 年 4 月の日本選手権 7 日間であった。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、いずれも短い日数かつ完成披露式典以外は無観客での使用であった。 あわせて、東京 2020 大会開催後は、仮設の撤去・修復工事が続いており、今後は緑化等の外構工事も行われる。再開業は 2023 年 4 月を予定していることから、フォローアップ計画書で決めた「施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点」には至っていない。 以上のとおり、事業活動が通常の状態に達した時点における温室効果ガスの排出量及びその削減量の実績値はまだ得られていないが、本施設では、太陽光発電設備、太陽熱利用設備及び地中熱利用設備の設置により、再生可能エネルギーを利用することで温室効果ガス削減に努めている。
11. エネルギー	ア. エネルギーの使用量及びその削減の程度 本事業で整備した東京アクアティクスセンターは、2020 年 2 月に竣工し、準備期間を経て、2020 年 10 月～2022 年 3 月までの 18 か月で 12 回のイベントなどの施設利用があったものの、利用頻度は平均 0.6 回/月であった。なお、施設利用の内訳は、2020 年 10 月の完成披露式典、2020 年 12 月の日本選手権 4 日間、2021 年 1 月の国体選考、2021 年 4 月の日本選手権 7 日間であった。新型コロナウイルス感染症の感染状況により、いずれも短い日数かつ完成披露式典以外は無観客での使用であった。 あわせて、東京 2020 大会開催後は、仮設の撤去・修復工事が続いており、今後は緑化等の外構工事も行われる。再開業は 2023 年 4 月を予定していることから、フォローアップ計画書で決めた「施設の供用が開始され、事業活動が通常の状態に達した時点」には至っていない。 以上のとおり、事業活動が通常の状態に達した時点におけるエネルギー使用量及びその削減量の実績値はまだ得られていないが、本施設では、LED 照明やコージェネレーション等の設置、「建築物環境配慮指針」に定める最高評価の段階 3 の達成に努めることにより、エネルギーの効率的利用を行う。

表 5-1(4) 調査結果の概略

項 目	調査結果の概略
12. 安全	ア. 危険物施設等からの安全性の確保の程度 計画地周辺ではガソリンスタンドが分布しており、最も近いガソリンスタンドで計画地境界から 500m 以上の距離に位置している。 危険物施設等については、消防法等の法令等に基づく規制がなされる他、「東京都地域防災計画」による安全対策として、危険物施設等の種類別に、関係機関による立入検査等の監視体制が維持されている。 なお、計画建築物では、非常用発電設備の燃料用タンクが設置されているが、このタンクは、鋼板製溶接構造であり、地下燃料タンクとしているため、安全性は高いものと考えられる。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査の結果は、概ね一致する。 イ. 移動の安全のためのバリアフリー化の程度 計画建築物は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）、東京都福祉のまちづくり条例及び「Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン」を参照し、原則として最も厳しい基準を適用し、施設内のバリアフリー化を図った。また、バリアフリーに係る設備等として、車椅子席、サイン等を設置した。 最寄りの鉄道駅及びバス停から会場までの歩行者経路について、東京メトロ有楽町線の 1 駅、JR 京葉線の 2 駅からはいずれもマウントアップ及び横断防止柵等によって、歩道と車道が分離されており、道路や運河を横断する区間以外は、平坦な経路となっている。また、ほとんどの交差点に信号機及び視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）が設置され、交差点間には視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）が設置された。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査の結果は、概ね一致する。 ウ. 電力供給の安定度 東京電力（株）管内における 2013 年以降の夏季・冬季の電力供給は、最大需要を上回っており、安定供給が確保されている。 計画建築物では、施設内の各エリアに高圧変電設備から電力を供給しており、非常用負荷及び保安用負荷を対象とした非常用発電機設備を設置し、常用発電機設備や太陽光発電設備により、商用電源停電時に自立運転により発電電力を施設内に供給可能としている。 したがって、電力供給の安定性は確保されていると考える。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査の結果は、概ね一致する。
13. 消防・防災	ア. 耐震性の程度 本事業は、構造設計指針（東京都財務局）に基づき、不特定多数の者が利用する施設であるとして、大地震発生時においても人命の安全確保に加えて機能確保の基準を満足する設計となっている。また、液状化対策について、砂杭による地盤改良を行っており、地盤の安定性は確保されている。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査の結果は、概ね一致する。 イ. 津波対策の程度 計画地は、災害時には帰宅困難者の一時滞在施設としての利用を予定している。都が整備する堤外地防潮堤内に位置しており、計画地の北～東側の沿岸部には、堤外地防潮堤（防潮堤頂部は約 A. P. +5. 6m）が整備されている。計画地及びその周辺の地盤高は約 A. P. +4m 程度であり、高潮・津波に対する安全性は確保され则认为られる。 したがって、区の地域防災計画に沿った津波対策が実施され则认为る。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査の結果は、概ね一致する。 ウ. 防火性の程度 本事業は、建築基準法、東京都建築安全条例、消防法及び東京都火災予防条例に基づき、耐火建築物及び防火対象物として基準を満足している。 したがって、防火性は確保されていると考える。 以上のことから、予測結果とフォローアップ調査の結果は、概ね一致する。